

危険ドラッグ・シンナー等 に手を出してはいけません

3月11日(金)~4月10日(日)は「危険ドラッ グ・シンナー等乱用防止強調月間」です。

危険ドラッグを乱用すると、おう吐やけいれん、意 識消失などが起き、死亡に至ることもあります。また、 精神へ影響を及ぼし、自分の意志で乱用をやめること ができなくなる可能性もあります。とても危険な薬物 なので、好奇心などから安易に手

を出しては絶対にいけません。

家庭、学校、地域などそれぞれ の立場で危険ドラッグ等の薬物乱 用防止に努めましょう。



◎ 鹿屋保健所 TEL 0994-52-2113

認知症について悩んでいる人 らせ の相談を受け付けています

市では「認知症でも安心なまち、かのや」を目指し、 認知症についての相談を受け付けています。

鹿屋市地域包括支援センターをはじめ、鹿屋市地域 包括ケア推進サポートワーカーが在籍する市内各地の

医療・介護事業所に相談窓 口「オレンジのまど」を開 設していますので、認知症 について悩んでいる人はご 相談ください。

※受付時間は各事業所にお

問い合わせください。





▲市内のオレンジ のまど一覧

問市高齢福祉課 TEL 0994-31-1116

令和3年度発行の未使用おむつ 助成券は交換手続きが必要です

「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業(おむつ助成券)」 の助成対象期間は発行から1年間ですが、年度をまた ぐ場合は交換(申請)が必要です。

- ●交換(申請)受付開始日 4月1日(金)
- ●交換対象 令和3年度発行の未使用のおむつ助成券 ※有効期限が 2022 年 3 月 31 日までのもの
- 申請場所 市子育て支援課、各総合支所
- ●必要なもの 母子手帳、印鑑、本人確認書類(マイ ナンバーカード、運転免許証など)、未使用のおむ つ助成券

過市子育て支援課 № 0994-31-1134

公共下水道整備に伴う供用 開始区域の縦覧ができます

市では、地域ごとに公共下水道の整備を行っていま す。下水道法第9条の規定により、令和3年度の整備 済対象地域の土地を縦覧することができます。

なお、公共下水道工事が終了した地域に居住してい る土地所有者等には、翌年度から受益者負担金が賦課 されます。該当する土地所有者等には、4月に土地所 有等申告書を送付するとともに受益者負担金等の説明 会の開催を予定しています。

- ●縦覧期間 3月17日(木)~31日(木)
- ●縦覧場所 市役所分庁舎 2 階市下水道課 (寿 2 丁目)

□市下水道課 TL 0994-31-1133



県教育委員会では夜間中学に関する本調査(ニーズ 調査)を行うための事前準備アンケートを実施してい ます。夜間中学に興味や関心がある人はアンケートに ご協力ください。

●夜間中学

- ○公立の中学校で夜の時間に勉強します。
- ○様々な理由で小・中学校を卒業できなかった人や、 日本や出身の国で小・中学校を卒業していない外国 籍の人などが通うことができます。
- ●回答方法

県ホームページから回答

□県義務教育課 TEL 099-286-5300

ひとりで悩まず、家族だけで 抱え込まず、相談してください

3月は「自殺対策強化月間」です。あなたを支える 相談窓口が多数ありますので、ご相談ください。

●こころの健康相談統一ダイヤル

Tel 0570-064-556 (全国統一)

※電話をかけた所在地の公的な相談機関につながります。

●よりそいホットライン(無料) Tel 0120-279-338 (24 時間対応)





※一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者に対す る総合的な相談も受け付けています。

● SNS 相談案内

LINE・チャットで相談ができます。



▲厚生労働省 SNS 相談窓口

▲支援情報 検索サイト

「第30回かごしまフォト **昊美展」入賞作品展**

鹿児島の農業・農村が持つ魅力を伝える写真展

- ●期間 3月16日(水)~23日(水)
- ●場所 市役所1階市民ホール



間市農地整備課 TEL 0994-31-1120

●支援情報検索サイト

チェックができます。

●こころの体温計

電話、メール、SNS など様々な方法 の相談窓口を紹介しています。



▲こころの

体温計

※使用料は無料、別途通信料が発生

インターネットで無料のストレス

●毎月20日は「こころの健康相談日」です

- ○受付時間= 9:30 ~ 11:30、13:00 ~ 14:30
- ○相談場所=市保健相談センター
- ※ 20 日が休日(土・日曜日、祝日)の場合は、休日 明けの平日
- ※相談は予約制

□市保健相談センター TEL 0994-41-2110

修学で転出しても鹿屋市の国民健 康保険被保険者証を使用できます

市外へ転出すると、鹿屋市の国民健康保険の資格を 喪失しますが、修学のために転出する場合は、転出の 手続き後に届け出を行うことで、引き続き鹿屋市の国 民健康保険被保険者証を使用することができます。

●届出場所

お知

市健康保険課、各総合支所住民サービス課

●必要なもの

- ○国民健康保険被保険者証
- ○世帯主及び転出する人のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードなど)
- ○手続きに来る人の本人確認書類(運転免許証など顔 写真付きのものは1点、無しのものは2点)
- ※手続きに来る人が同一世帯以外の場合は委任状の提 出が必要
- ○在学証明書の原本(新1年生は学生証の写しでも可能) ※入学前に転出する場合は、合格通知書等で可能。た だし、入学後、在学証明書の原本又は学生証の写し の提出が必要



◎市健康保険課 TL 0994-31-1162

腎臓病リスク軽減に 取り組みましょう



腎臓病の早期発見と予防のため、毎年3月第2木曜 日が「世界腎臓デー」と定められています。

慢性腎臓病(CKD)は、日本人成人の8人に1人が 該当するとされており、人工透析が必要な腎不全や脳 卒中・心筋梗塞などの発症リスクも高くなる病気です。

- ●慢性腎臓病リスク軽減のための取り組み
- ○たんぱく質や塩分をとり過ぎないよう にしましょう
- ○運動習慣を身に付けましょう
- ○禁煙に努めましょう

▲日本高血圧学会 ホームページ

□市健康保険課 TEL 0994-35-1014

図書利用カードは3年で 更新しましょう

市内の公共図書館の図書利用カードの有効期限は、 カードの発行日(更新日)から3年です。有効期限を 過ぎている場合は、更新手続きを行ってください。

- ●更新手続きに必要なもの
 - 更新する図書利用カード、現住所 が記載された本人確認書類(マイ ナンバーカード、運転免許証、健 康保険証、学生証など)
- ●更新場所(発行した窓口で更新) 市立図書館、輝北・串良・吾平の 各図書室

過市立図書館 TEL 0994-43-9380

21 KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS Vol.388

図書 太郎

INCHES